

平成29年皆野町農業委員会第1回定例総会議事録

1. 開催期日 平成29年1月24日(火)
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 3時10分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 四方田 忠 則
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：14人・欠席者：0人

推進委員：出席者：4人・欠席者：1人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	浅見 寿太郎	出席	11	四方田 忠 則	出席
2	葦原 義人	出席	12	久保 明弘	出席
3	吉岡 徳夫	出席	13	長島 徳治	出席
4	大村 茂	出席	14	門平 喜良	出席
5	門平 眞一	出席	皆野	田島 武正	出席
6	高橋 健一	出席	国神	土屋 貞夫	出席
7	若林 治	出席	金沢	田中 輝雄	出席
8	黒沢 文作	出席	日野沢	高橋 清勝	出席
9	齊藤 三恵子	出席	三沢	扇原 久栄	欠席
10	山口 明	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

2件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

4件

議案第3号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について

2件

8. 事務局 宮原宏一、神田浩典

9. 会議の概要

四方田会長
あいさつ

皆さん、こんにちは。新年を迎えて、初めての定例総会ということでございますが、扇原委員がまだ見えておりませんが、定刻でございますので、始めさせていただきますと思います。

今年、大寒を過ぎて、天候は悪いですが、何しろ、からから天気が続いておりまして、例年より寒いと感じるこの頃でございます。そんな中でございますが、先だっては、研修会ということで、皆野は全員出席いただきまして、非常にありがたく、厚く御礼申し上げます。

また、その後におきましては、農業部会、農地部会、並びに、農業振興部会の部会ごとの会議も委員全員の出席をいただきまして、協議をいただいたところでございます。

今日は議案の方は、4条、5条、非農地判断とありますが、8件ということで多いわけでございます。その後におきましては、部会での協議の内容についても報告をしていただき、ご承認いただければと思います。どうか、慎重にご審議いただきまして、議事の進行にご協力をお願い致しまして、一言あいさつに代えさせていただきますと思います。よろしくお願い致します。

事務局

ありがとうございました。それではさっそく、議案に入りたいと思います。

議長を、四方田会長にお願い致します。

四方田議長

はい。それではさっそくでございますが、議事に入らせていただきますと思います。

ただいまの出席委員数は18名です。定足数に達しておりますので、これより平成29年皆野町農業委員会第1回定例総会を開会致します。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

次に議事録署名人に、

2番、葦原義人委員

3番、吉岡徳夫委員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

四方田議長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に
2番、葦原義人委員

3番、吉岡徳夫委員にお願い致します。

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について2件を議題と致します。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、日野沢区域担当の、高橋清勝委員に対象農地の状況について説明を求めます。

日野沢区域担当
高橋委員

先週、18日に事務局と門平委員、地主の案内で回らせていただきました。

次のページを見ていただくと、〇〇から〇〇に行く道路があつて、〇〇と〇〇の境で、少し〇〇に登ったところです。〇〇〇〇番が道路より少し上のほうにあつて、クヌギが植林してありました。以上です。

質問があります。始末書とはどういうものでしょうか。

事務局

農業委員会の許可を得ずに、勝手に植林をしてしまいました。すみません。というものです。

日野沢区域担当
高橋委員

わかりました。では、ご審議のほどお願い致します。

四方田議長

はい、ご苦労様でした。

農業委員として、地区担当の5番、門平眞一委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

5番
門平委員

はい。私も先日、一緒に現地の方を見に行つて参りました。

〇〇〇〇番ですが、3ページの斜線が引いてあるところになります。

〇〇〇〇の自宅を〇〇〇で調べると〇〇〇〇番というのが、自宅になっております。自宅の斜め右上が申請地となつておりました。草畑になっております。雑木があつたようですが、いくらか切つてありまして、草を刈れるような状態にしてありました。ですので、植林としても、周りはクヌギを植えてありましたので、ここもそうするのかなという感じは受けました。

そして、〇〇〇〇番ですが、道路の方から見て、自宅の左側にある

山林まで続いている畑なんです、半分から上はクヌギが植えてありました。下の方は畑で、耕作をしていたようで、しばらくは畑のような状態で置くのだと思います。

〇〇〇〇番と〇〇〇〇番はこのような状況でございます。何か質問がありましたら、わかる範囲でお答えしたいと思います、ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

四方田議長

はい、ご苦労様でした。
これより、本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決を致します。
本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを良しとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

はい。挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定致しました。
続いて番号2について審議します。
事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

はい。農地利用最適化推進委員として、金沢区域担当の、田中輝雄委員に対象農地の状況について説明を求めます。

金沢区域担当
田中委員

はい、説明致します。1月17日、事務局と若林委員と3人で、現地確認を行いました。

場所は県道秩父児玉線の〇〇〇の〇〇〇の反対側です。6ページを見ていただくと、地図がありますが、県道より一筆おくりの場所にあります。昔は梅林があったんですが、梅は切ってありまして、後は竹林もあったんですが、きれいに整地してありました。

あとは、近所の人同意書があるという話しですが、よろしくお願ひ致します。以上です。

四方田議長	はい。説明を終わります。 農業委員として、地区担当の7番、若林治委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。
7番 若林委員	先日、田中委員と事務局と3人で現地を見させていただきましたが、田中委員の説明のとおりで補足することはありません。
四方田議長	はい、ご苦労様でした。 これより本件に対する質疑を行います。
出席委員	(なしの声あり)
四方田議長	質疑がございませんので、これより採決を致します。 本件は許可相当の意見を付して、県知事あて進達することを良しとする委員は挙手をお願いします。
出席委員	(委員の挙手)
四方田議長	はい。挙手委員が多数と認めます。 よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定致しました。 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について4件を議題と致します。 番号1について審議します。 事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	(事務局朗読)
四方田議長	農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の田島武正委員を対象農地の状況について説明を求めます。
皆野区域担当 田島委員	はい。17日の日に、事務局と吉岡委員と3人で現地の確認に行っ て参りましたので説明致します。 番号1について、説明します。10ページの案内図をご覧ください。 〇〇の信号を、〇〇〇に向かって少し行きますと、最初に〇〇に向 かって行く町道があります。それを50mくらい登って、さらに30 mくらい戻った形になりますけれども、右側に申請地があります。 この家は数年空き家になっておりましたが、今回集合住宅に利用し

たいという方が現れて、このままずっと空き家であるよりは、利用していただいて、近所の方達も賑やかになっていいのではないかと思います。〇〇〇〇さんということで、多方面に行くのにも、立地条件として最適ではないかと思います。

特に問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願い致します。以上です。

四方田議長

はい、ご苦労様でした。

農業委員として、地区担当の3番、吉岡徳夫委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

3番
吉岡委員

はい。ただいま説明がありましたとおりで、補足することはありませんが、私が知る限りでは、以前住んでいた方は10年くらい前に亡くなられて、後継ぎもいないような状態でした。

さらにこの前の方が、空地になっておりますが、これも売りに出されておりますので、結局、〇〇〇〇番と〇〇〇〇番、〇〇〇〇番を一括して売りに出したのかと思いますが、現在売れているのは、先ほど田島委員が説明したとおり、宅地とこの空地、農地ですが、これを買って、その並び、〇〇〇〇寄りに200坪くらいの面積がありますが、〇〇〇〇が売りに出しております。

そのような状況です。以上です。ご審議の程お願い致します。

四方田議長

これより、本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決を致します。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを良しとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

はい。挙手委員が多数と認めます。

よって本件は許可相当の意見を付して、県知事あて進達することに決定致しました。

続いて番号2について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の田島武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。

皆野区域担当
田島委員

はい。先日同じ日に、事務局と大村委員と3人で現地確認に行ってみましたので、説明致します。

14ページの案内図をご覧ください。

〇〇〇の前に〇〇〇がありますけれども、その〇〇〇を下って行きますと、〇〇〇があります。〇〇〇を過ぎまして、すぐに〇〇〇に向かって進んで行きますと、道路下が申請地になります。

この場所は、竹や雑草が生えて山林化しておりまして、近隣の住民からの苦情もあり、現在、畑に復旧中です。太陽光発電ということで、環境も良くなり、問題もないと思いますので、よろしく、ご審議の程お願い致します。

四方田議長

はい。ご苦労様でした。

農業委員として、地区担当の4番、大村茂委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

4番
大村委員

17日に事務局と田島委員と一緒に現地を見て参りました。

田島委員が説明してくれたとおりで、14ページ、15ページをご覧ください。この申請地は、〇〇〇から300mくらい秩父の方に来たところで、すぐ左側にあります。

〇〇〇〇さんはこの辺りの畑地をすごい持っていますが、十数年前から〇〇の方に住んでいるので、もうずっと竹林になっています。先日、3人で見に行った時には、竹は切って片付けてあるような状況でした。

太陽光発電をここに造ることなので、ご審議をお願い致します。

四方田議長

ご苦労様でした。

これより本件に対する質疑を行います。

5番
門平委員

はい。

四方田議長

門平委員。

5番
門平委員
事務局

これは、〇〇〇〇さんが売るといことでしょうか。

そういうことになります。

5番
門平委員

わかりました。

四方田議長

他に質疑はございませんか。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決を致します。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを良しとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定致しました。

続いて、番号3について審議します。

事務局に朗読の説明をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、三沢区域担当の、扇原久栄委員が対象農地の状況説明を行う予定でしたが、欠席か出席か、まだ連絡が取れておりません。

従いまして、農業委員2番、葦原義人委員も農地の状況確認に同行されていると思いますので、ここで説明をお願い致します。

2番
葦原委員

葦原です。よろしく申し上げます。

17日の日に、扇原委員と事務局と3人で、現地を見て参りました。

表にも書いてありますとおり、現在使用中の道路になっております。なぜ、今回申請に至ったかという、〇〇〇〇さんが体調を崩しまして、今リハビリ中です。

案内図で説明致します。〇〇〇の南側のところを右側に入っていただと、この道に繋がっていきます。また、申請地の奥が、〇〇〇になります。

この道路は軽トラックいっぱいぐらいの道です。

案内図は終わりにして、説明に入らせてもらいますと、道路を広げたいというのは、〇〇〇〇さんが今リハビリ中で〇〇〇になると思います。それで、息子さん夫婦は今、〇〇の方へ出ていますが、親がこういう状態なので、家に入るということになって、家を直したり道路を拡張したいという話しになったようです。この道路は〇〇〇〇さんと以前から口約束で、話しはついていたようですが、登記がしていなかったもので、こういう状態になっています。その辺を了解していただきまして、若い人が皆野でもどんどん少なくなっている状況の中で、地元に戻ってくるというところも考慮していただきまして、皆さんに慎重審議をお願いしたいと思いますが、よろしくお願ひします。以上です。

四方田議長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決を致します。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを良しとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定致しました。

暫時休憩致します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて番号4について審議します。

事務局に朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の田島武正委員に、対象農地の状況について説明を求めます。

皆野区域担当
田島委員

はい。同じ日に事務局と門平委員と3人で現地の確認に行って参りましたので、説明致します。

番号4について、説明致します。22ページの案内図をご覧ください。

戦場の皆野長瀬インター入口交差点から、県道長瀬玉淀自然公園線を、〇〇〇に向かってしばらく行きますと、〇〇〇があります。申請地はそのすぐ手前になります。

23ページの公図をご覧ください。

以前は〇〇〇〇番から〇〇〇〇番まで一枚でしたが、道路が通るために、真ん中を寸断されて、今は〇〇〇〇番のところ、かなりの段差になっておりまして、農地としてあまり利用価値のない畑になってしまいました。

東の方以外は、西側は家が建っております。ここに家を建てたいということで、〇〇〇〇さんの〇〇〇が建てるということで、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議の程、お願い致します。以上です。

四方田議長

農業委員として、地区担当の14番、門平喜良委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

14番
門平委員

はい。14番の門平でございます。

番号4の申請土地につきまして、田島推進委員の方から、申請土地の場所、及び状況については、説明のとおりでございます。

親子間による無償による使用貸借権の設定ということでございます。特に問題ないものと思慮致します。協議の方、よろしくお願い致します。以上でございます。

四方田議長

はい。ご苦労様でした。

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決を致します。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを良しとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定致しました。

議案第3号、農地法第2条第1項の、農地に該当するか否かの判断について2件を議題と致します。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

申し出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。なお、本件については、判断対象地が二筆あります。

議案書と判断資料として配布された資料を参考に、農地利用最適化推進委員として、日野沢区域担当の高橋清勝委員に対象農地の状況について、それぞれの筆ごとに説明を求めます。

それでは一筆目、資料No.1-1について説明をお願い致します。

日野沢区域担当
高橋委員

はい。説明致します。

26ページをご覧ください。

申請地は日野沢の〇〇〇の手前で、〇〇に行く道と〇〇に行く道の間にある、〇〇という〇〇〇〇の家があるのですが、亡くなってしまっていて、その関係で、申請が出たのだと思います。

27ページに写真がありますが、このような状態です。古木があったり、〇〇〇〇番の方から竹が押してくるような状態になっています。

四方田議長

〇〇〇〇番について、説明をお願い致します。

日野沢区域担当
高橋委員

〇〇〇〇番は〇〇〇〇番と並んでいて、上の部分ですが、写真のとおり竹藪があったり、杉があったりしている状況です。

山林化しております。よろしく申し上げます。

四方田議長

ご苦労様でした。

農業委員の、地区担当6番、高橋健一委員、補足することはございますか。

6番
高橋委員

はい。高橋推進委員が、ただいま説明したとおりでございますが、〇〇〇〇番については、添付の写真を見ても明らかなように、雑木や竹等が侵食しておりまして、非農地として判断して問題はないと思

ました。以上でございます。

四方田議長

ご苦労様でした。

続いて、二筆目、資料No.1－2について、説明をお願いします。

高橋清勝委員、状況の説明をお願い致します。

日野沢区域担当
高橋委員

28ページの写真をご覧下さい。

この写真を見てもわかりますように、〇〇〇〇番の竹が入り込んでいました。また、梅の木もたくさんある状態です。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

四方田議長

はい。農業委員の、地区担当6番、高橋健一委員、補足することはいかがでしょうか。

6番
高橋委員

〇〇〇〇番について説明させていただきます。

ただいま説明されたとおりでございますが、やはり写真を見ていただくとわかりますが、竹が侵食していたり、昔植えた梅が、枯れかけた梅があちこちに残っているような状況でございます。

少し気になるのが、まだ以前、〇〇〇〇さんという方が元気な頃は、畑として使用していたと思われる部分は一部ありました。少し手を加えれば、畑として利用できそうな部分が一部中に含まれておりましたので、その辺を含めてご審議いただきたいというふうに思います。以上です。

四方田議長

ただいま、二筆について説明をいただきましたが、農地か非農地かについて、それぞれ判断を致します。

質疑はございませんか。

10番
山口委員

はい。

四方田議長

山口委員。

10番
山口委員

別の資料の1－1の写真がカラーで載っているものですが、この写真の向こうに写っているのが、〇〇〇〇番ですか。

事務局

そうです。

10番
山口委員

このカラーの写真のほうが27ページの写真より判断しやすいで

すね。わかりました。

四方田議長 他に質疑はございませんか。

出席委員 (なしの声あり)

四方田議長 それでは、これより採決致します。
一筆目、資料No.1-1について、非農地と判断することが適当であるとする委員は挙手をお願いします。

出席委員 (委員の挙手)

四方田議長 挙手委員が多数と認めます。
一筆目、資料No.1-1について、非農地と判断することに決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員 (なしの声あり)

四方田議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本件は先ほどの審議の通り、農地法第2条第1項の、農地に該当するか否かの判断について、非農地と決定致しました。
続いて二筆目、資料No.1-2はいかがでしょうか。
質疑はございませんか。

8番 黒沢委員 はい。

四方田議長 黒沢委員。

8番 黒沢委員 資料No.1-2を見ると、人物の前に何も生えていないけど、傾斜はどのくらいあるものなんですか。

日野沢区域担当 高橋委員 四方田議長 30度くらい。
足を折らないと立ってられないくらいです。

四方田議長 この写真を見る限り、慎重にご判断いただければと感じますが。

2番 葦原委員 はい。

四方田議長
2番
葦原委員

葦原委員。

ここは農地として耕す人はいるんですか。

6番
高橋委員

いないと思います。というのは、〇〇〇〇さんという方が、娘さんだと思いますが、その人が恐らく相続したのだと思います。

2番
葦原委員

こちらにはいないということですね。
わかりました。

事務局

ただ、判断基準にある立木はありません。

四方田議長

はい。若林委員。

7番
若林委員

〇〇〇〇番の方が畑らしくなっているということですか。家のすぐ裏にある。

四方田議長

〇〇〇〇番ではなくて、資料No.1-2の方が畑らしいということです。

事務局

資料No.です。

7番
若林委員

資料No.ですか。わかりました。

6番
高橋委員

少しいいんですか。私もこういったものは初めてで、非常に判断を悩んでいるところですが、部分的に先ほど私が説明したとおり、手を加えれば多少畑として利用できる部分があった場合は、どういうふうに判断したらいいのでしょうか。

事務局

この赤で表示してある判断基準とすると、例えば、皆さんが年に1回、利用意向調査をしてもらって、A分類かB分類かで判断してもらっているわけですが、昨年も秩父農林振興センター正田部長においでいただいて、区分判定の説明をしていただいたわけですが、Aについては修復可能な農地、Bについては修復不可能な農地で、その度合いは立木が立っていてチェンソーでも使わなければ、修復できないような土地というのが、B区分です。

農地の判断基準も同じくそういったことを言います。

なので、立木だけ見ると、あそこの土地は枯れた梅の木くらいしか

なかったですね。

事務局長

私の方からも申し上げさせていただきます。

今、神田の方からも言いましたように、資料No.1-2に赤く書いてございます。ここに傾斜とございますが、山間部に行くと、20度30度は当たり前です。この傾斜はあまり気にしないでいいと思います。立沢だと20度30度、他の場所でもあると思います。

この判断基準につきましては、先ほど言いましたとおり、農林振興センターの職員が来て、判断基準の説明を皆さんにさせていただきました。チェンソーや重機を使用したりしないと畑にできないようなところはBと。その他、草刈り機で草を刈れば済むようなところはAというふうな判断基準がなされています。

ここにありますが、今問題になっている梅というのは、山林ではありません。梅畑、柿畑。梅が植わっているから山林とは言いません。柿が植わっていても山林ではありません。

そういうこともありますので、事情によっていろいろな申請が上がってくるとは思いますけれども、ある程度の基準を作っておいていただかないと、皆さんの方で調査していただいたものを、農業委員会の方で今日、判定した結果を通知すると思います。

今後、このような非農地判定は多くなってくると思います。出されたものを全部非農地判定とすると、どうかなという懸念もあります。ですから、先ほど言いましたとおり、チェンソーなり重機を使わないと畑にならない。木を切って、根っこを抜いて、畑にする。草刈機とかちょっとしたもので、刈払いをすればA判定で畑に戻せる。このようなことが基準になるかと思しますので、その辺でよくご判断をしていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

四方田議長

はい。若林委員。

7番
若林委員

資料No.1-2の、宅地のすぐ裏は傾斜はどの程度なんですか。

事務局

30度。

事務局長

先ほど私が言いましたとおり、傾斜というのは山間地につきものなので、傾斜を判断基準にされると、場所によっては傾斜があるところがあります。傾斜は基準の中で意識されると、山間地に行くと草が生えていて、耕作放棄地になっているところは、非農地というふうになる可能性がありますので、傾斜はあまり気にしない方がいいと思いま

す。

四方田議長

はい。吉岡委員。

3番
吉岡委員

今、問題になっている件ですが、非農地判定Bということは、非農地だけれども、山林ではないということですか。非農地というものは山林を指すのですか。

事務局

ここで言う非農地は、山林と解釈して下さい。Bと非農地は別物と考えて下さい。

皆さんが利用意向調査をしてもらった時に、AかBを判断しますね。そこでBを付けたかと言って、即、非農地になるわけではありません。今、皆さんが審議していただいたことによって、非農地ということになります。B＝非農地ではありません。皆さんが審議して決定したから非農地になると考えて下さい。

3番
吉岡委員

非農地＝山林と見なしていいわけですね。

事務局

この場合そうなります。

3番
吉岡委員

そうすると、住宅に近い、この傾斜が緩やかな〇〇〇〇番というのは、耕すことができない人が所有していると。耕せることができれば畑に戻せると。

事務局

そういうことです。

四方田議長

耕す人がいるいないで判断はできません。

事務局

そうです。

四方田議長

この判定は推進委員の方と、農業委員と現地を実際に調査をした方の意見が、非常にウエイトが大きいわけでございます。我々、他の委員はこの写真で見ることに、説明で判断する以外ないと思います。

白黒はっきりさせなければならない会議でございますので、農地で残すべきか、非農地とするか、判断しなければ責任を負えないわけでございますので、一つ真剣に質問があったら、質問をして下さい。推進委員の方への質問でもけっこうでございます。

よろしく申し上げます。

	はい。門平眞一委員。
5番 門平委員	これは、現在の状況を見て、判断をするということですか。1年か2年先を見てではなくて。
事務局	今です。
5番 門平委員	この1年手を加えていないとか、そういったことでなくても、状態を見て、畑か山林かということ。
事務局	立木があるかどうか。山林化しているかどうか。 立木をチェーンソーでも使わなければ、農地に戻すことができないかどうか。そういうことです。
四方田議長	それと併せて、柿でも栗でも植えるのは農地ですから、そういった形での利用するのに適しているかの判断もしなければです。ただ、畑作を作るうんぬんではなくて。果樹の植栽についても言えると思うので。
3番 吉岡委員	果樹園は別に農地でなくても、山林でも傾斜が緩やかなところは、いいところがあると思うんですよね。気候条件ですとか。山林の中に果樹園はあっても、農地と言わなくてもいいわけですよね。山林果樹園ということで。
四方田議長	果樹園というのは、山林から農地に転用です。課税上は。
3番 吉岡委員	そうですか。 法務局に行けば簡単にできるわけですね。
四方田議長	畑にするのは簡単です。山にするのは大変です。 はい。浅見委員。
1番 浅見委員	いろいろ話は伺いましたし、先ほど会長が言ったとおり、写真でしか見ていないわけですがけれども、ただ、現状で話しを聞いたり、写真を見たりする限りでは、今の段階で非農地とは判断できないのではないかと思います。私の個人的な意見ですが。
四方田議長	他に違った意見の方いらっしゃいますか。

8番
黒沢委員

はい。黒沢委員。

違った意見ではありませんが、B判定というのは、いつでも皆さんの相談のできるもので、しばらく様子を見たらどうかという意見でございます。

日野沢区域担当
高橋委員
1番
浅見委員

畑を耕さないでいるとなると、幾年かすると竹がすぐに入り込んでしまっ、どうにもならないような状態になってしまいます。

なったらその時点での判断です。

四方田議長

他にご意見ございませんか。

それでは、浅見寿太郎委員からも、ここで非農地に決定するのはいかがなものかという意見が出ております。

これより、採決をしたいと思います、この二筆目の農地について、農地と判断する事が適当であるとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

二筆目、資料No.1-2について、農地と判断することに決定したいと思います、これにご異議ございませんか。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

ご異議ないものと認めます。

よって、本件は先ほどの審議のとおり、農地法第2条第1項の、農地に該当するか否かの判断について、農地と決定致しました。

続いて、番号2について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

申し出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。なお、本件については、判断対象地が四筆あります。

議案書と、判断資料として配布された資料を参考に、農地利用最適化推進委員として、日野沢区域担当の高橋清勝委員に対象農地の状況について説明を求めます。

日野沢区域担当
高橋委員

それでは、一筆目、資料No.2-1について説明をお願いします。

この申請地も、自宅から見て、向かって左の上の方にあります。
No.2-1の資料をご覧ください。
写真のとおり、杉やクヌギがある山です。山林化しております。
よろしく申し上げます。

四方田議長

ご苦労様でした。
農業委員の地区担当5番、門平眞一委員、補足することはござい
まか。

5番
門平委員

今、高橋委員が説明されたとおりでございます。
写真で見ていただければわかるように、周りも一体山林になってま
す。どこが畑だったのか、わからないような所で、所有者が一緒に行
ったので、場所がわかったような所です。
写真ですが、クヌギと杉が植わっていますが、だいぶ大きくなって
います。畑に変えるのは不可能なようなところで、見ただけで、山林
とわかるようなところですよ。

四方田議長

はい。ご苦労様でした。
続いて、二筆目、資料No.2-2について、説明をお願いします。
高橋推進委員。

日野沢区域担当
高橋委員

これがとても大変な所で、自宅から10分くらいのところで、立沢
の地区の家があるようなところまで登って行く場所です。
写真に写っているとおり、2、30年経っているような山になって
います。
よろしくお願い致します。

四方田議長

はい。ご苦労様でした。
農業委員の地区担当5番、門平眞一委員、補足することはござい
ますか。

5番
門平委員

この場所は、町営バスの〇〇〇の〇〇〇があるんですが、そこから
畝を〇〇〇〇さんの家の方に下って行くと、その途中にあります。
現在は雑木があつて、それを本人がドリルで穴を開けて枯らしたな
んて言っていて、枯れた木もありますが、雑木ばかりです。その前は
大きな杉の木があつたそうですが、腐っていたので、家の障害になら

ないようにということで、切り倒したそうです。

ここは場所も悪いし、畑にするのは不可能だと私は見ましたが、よろしくご審議いただきたいと思います。

四方田議長

はい。ご苦労様でした。

続いて、三筆目、資料No.2－3について説明をお願いします。

高橋推進委員。

日野沢区域担当

写真のとおり、雑木があったり、竹があったりする山です。

高橋委員

四方田議長

はい。ご苦労様でした。

地区担当5番、門平眞一委員、補足することはございますか。

5番

門平委員

写真のとおり、杉と竹がだいぶはびこってまして、一目見ただけで、山です。

四方田議長

はい。ご苦労様でした。

続いて、四筆目、資料No.2－4について説明をお願いします。

高橋推進委員。

日野沢区域担当

写真の通り、杉があったり竹があったりしています。

高橋委員

よろしくをお願いします。

四方田議長

はい。農業委員の、地区担当5番、門平眞一委員、補足することはございますか。

5番

門平委員

はい。今、説明していただいたとおりです。

ここは、畑のすぐ上ですが、写真の通り、竹と杉が混ざった山です。

四方田議長

はい。ご苦労様でした。

ただいま、四筆について説明いただきましたが、農地か非農地かについて、それぞれ判断を致します。

質疑はございませんか。

はい。門平委員。

14番

門平委員

これは、山林化というのは間違いないような気がしますが、個人的なことで、初歩的なことを質問したいのですが、農地から山林化で登記し直すということなんでしょうが、これは本人から申請してくるわ

けなんですか。申請してメリットがあるのか。なんで、山林化の申請をするのか。正義感のある人で、これはもう山林だから、山林で登記しないとだめということか。税金の関係で違うのか。その辺のことがよくわからないのですが。

四方田議長

これは、農業委員で、以前、耕作放棄地、遊休農地の調査で、B判定という形をとったのが、農地としては無理だということでB判定となっているのですが、それが農業委員会で協議した中で、それはやむを得ないだろうということで、農業委員会で決定した案件について本人が、改めてまた農業委員会にかけて、山林にしたいという申請です。

メリットについては、税金のことがあります。山林と農地は税金は違いますので。

14番
門平委員
四方田議長

山林の方が安いわけですか。

はるかに安いです。

14番
門平委員

それなら、わかります。

四方田議長

事務局。説明して下さい。詳しく。

事務局長

私の方から説明します。

先ほど、会長から言いましたとおり、皆さんに判断していただいて、それに基づいて、いろいろ。先ほど、門平委員が言いましたとおり、個人が自主的に申請してきたものでございます。こちらから、判定をしてくれと言ったものではございません。

今、会長が言いましたとおり、税金の関係もあります。相続をなさって、こんなところに土地があったのか、畑で山林化しているところがあったのか、というものもございます。

ただ、税金の関係については、町内については、農地でも宅地並みになっているところも、大字皆野についてはあります。他のところについては、税金の課税上、違いますので、個人の人々のメリットになる、要するに税金が安くなるというようなこともあります。そのため、こういう申請を出してくる方もいます。

もう一つは遊休農地対策としまして、あくまでこれを畑として、残しておきますと、いつまで経っても畑の面積が、仮に100haあったとして、そのうち山林化した農地が20haあるとなると、その20haは引いてありません。

町の遊休農地が仮に100ha、実際に登記簿上、畑になっているのが100ha、逆に山林化になっているところが20haあったとします。でも、町の農地としては100haということが、ずっとデータで残ってきます。

こういう非農地判定をするということが、農業委員会の事務局の方でいろいろ調べながらやって、国の方の施策で、遊休農地を減らしなさいということが出てきております。それが一つございます。

それと、相続をなさって、自分のところで、こういうものがあつたのかということで、新たにわかって来る方もございます。

そういう方々が農業委員会の方に来られて、皆さんの方で、去年の8月に調査していただいた判定基準に基づいて、先ほど私の方で言いましたように、今日、農業委員会の方から、判定をして、この耕作放棄地になっているところを、中間管理機構に貸しますとか、これからいろいろ通知を出していきます。

そういう方々がその通知を見て、これはなんだというようなことで、農業委員会の方に問い合わせが来ます。

通知が出た方は、ここは山林になっているけど、どうしたらいいんだということが、農業委員会の方に問い合わせが来ます。そういった場合、農業委員会の方で、こういう判定基準があると、山林転用もあると、いろいろ説明しながら、そういった中で地主の方が、いい方法を選んで、地主の方で方策をとるということでございます。

ですから、こちらから進めるものでもなく、自発的にやってくるというもので、後は税金の関係もあるかなというようなこともございますので、先ほど言いましたように、こういう件数が増えてくると思いますので、よろしくお願い致します。

14番
門平委員

ちょっといいですか。それでは、申請があつて、農業委員会の方で、山林化していると判断が出たら、本人は証明を持って、登記所に行って、変更すればいいということですか。

事務局

そういうことです。

今まで、利用状況調査を皆さんにやっていただいているわけです。その結果B判定をした所については、非農地判定を今まで3回にわたってしています。

その非農地通知を送ることによって、送られた方は、山林転用の地目変更登記をすると、そのことによって、地目が畑から山林に変わるわけですが、皆野町が今まで3回にわたって、非農地通知書を発送してありますが、100%に対して約6割の方が、地目変更登記をしてもら

っています。ですから、わりと実になっているということです。

農振農用地については、町が主となって一気に除外しているような状況でもあるのですが。

四方田議長

先ほどご審議いただいた、農地か非農地かの判断について、一つ農地判定が出たわけです。これは3年間は農業委員の調査で、B判定でこれは農地として無理だろうという判定は一回は出したんですよね。しかし、今回の審議でひっくり返ったということです。

事務局

もう一つ。B判定をした所は、制度上は非農地判定までしなければならぬものです。なので、皆野町農業委員会として、B判定の対象地はどうしますかと。

四方田議長

そうですか。ではその辺ももう少し検討していきましょう。

そうでないと、ひっくり返ってしまうこともありますね。ひっくり返ってもいいのですが、前の調査員は、農地としては不可能と判定が出しているわけで、現地を皆見ているわけではないから、やむを得ないのですが。

そういったこともありますので、事務局も整理していただいて、農業委員、推進委員にわかりやすい形で説明をお願いします。

事務局

はい。

四方田議長

それでは、他に質疑はございませんか。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

ないようでございますので、ただいま、四筆について説明いただきましたが、農地か非農地かについて、それぞれ判断を致します。

一筆目、資料No.2-1はいかがでしょうか。

ご意見がないようですので、それでは、これより採決を致します。

一筆目、資料No.2-1について、非農地と判断することが適当であるとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

一筆目、資料No.2-1について、非農地と判断することに決定した

いと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

ご異議ないものと認めます。

よって、本件は先ほどの審議の通り、農地法第2条1項の、農地に該当するか否かの判断について、非農地と決定致しました。

続いて二筆目、資料No.2-2はいかがでしょうか。

それでは、これより採決を致します。

二筆目について、非農地と判断することが適当であるとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

二筆目、資料No.2-2について、非農地と判断することに決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

ご異議ないものと認めます。

よって、本件は先ほどの審議のとおり、農地法第2条1項の、農地に該当するか否かの判断について、非農地と決定致しました。

続いて三筆目、資料No.2-3はいかがでしょうか。

それでは、これより採決を致します。

三筆目について、非農地と判断することが適当であるとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

三筆目、資料No.2-3について非農地と判断することに決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

ご異議ないものと認めます。

よって、本件は先ほどの審議のとおり、農地法第2条第1項の、農

地法第2条第1項の、農地に該当するか否かの判断について、非農地と決定致しました。

続いて四筆目、資料No.2-4はいかがでしょう。

それでは、これより採決を致します。

四筆目について、非農地と判断することが適当であるとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

はい。挙手委員が多数と認めます。

四筆目、資料No.2-4について非農地と判断することに決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

ご異議ないものと認めます。

よって、本件は先ほどの審議のとおり、農地法第2条第1項の、農地に該当するか否かの判断について、非農地と決定致しました。

なお、議案第3号の2件については、非農地と判断した対象者に非農地通知書を、関係機関に一覧表を送付することになります。

また、非農地として判断されなかった農地の申出者には、その旨を連絡します。

以上で、審議いただく議案はすべて終了致しました。

ありがとうございました。